

組織規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県産業振興機構（以下「機構」という。）の組織に関し、定款に定めるもののほか必要な事項を定める。

第2章 事務局組織

(組織)

第2条 長野市に機構の事務局を置き、地域における支援拠点として地域センターを設置する。

2 地域センターの名称、位置及び担当区域は、別表1のとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に、事務局長、本部長、部長及びその他の職員を置く。

2 地域センターに、センター長及びその他の職員を置く。

3 前2項に定めるもののほか、業務の運営上必要な職を置くことができる。

(事務局の組織及び所掌事務)

第4条 定款第4条の事業を遂行するため、事務局に総務企画本部、新産業創出支援本部、経営支援本部を置き、次の事務を分掌する。

(1) 総務企画本部

ア 庶務及び経理、職員の人事、その他管理、運営に関すること。

イ 事業計画、予算の立案、事業報告及び決算に関すること。

ウ 産学官連携及び地域産業の振興に関すること。

エ 人材育成、広報、その他の本部の主管に属しないこと。

(2) 新産業創出支援本部

ア 技術革新による地域産業の高度化に関すること。

イ 新産業の創出に関すること。

ウ 製品開発に関すること。

(3) 経営支援本部

ア 販路開拓に関すること。

イ 企業経営に係る相談に関すること。

- ウ 企業再生に関すること。
- エ 事業継承・引継ぎに関すること。
- オ 下請取引に関すること。

(地域センターの所掌事務)

第5条 地域センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該地域に係る経営、技術に関する相談、支援に関すること
 - (2) 当該地域に係る産学官連携及び地域産業の振興に関すること
- (分部及び県内外・海外駐在拠点)

第6条 各本部には、別に定める規程により、部及び分掌組織を置くことができる。

- 2 事業を円滑に推進するため、必要に応じ、県内外及び海外に駐在拠点又はサテライトを置くことができる。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として本財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

地域センター 名称	担当区域	位置
長野センター	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡	長野市
上田センター	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡	上田市
松本センター	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡	松本市
諏訪センター	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	諏訪市
伊那センター	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡	伊那市